

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「要綱」という。）第 14 条の規定により、次の指名停止について公表します。

1.指名停止する有資格者

- ①： パナソニック産機システムズ（株）
（東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号）
- ②： パナソニック EW エンジニアリング（株）
（大阪府大阪市中央区城見 2-1-61）

2.指名停止措置の期間

- ①： 2 箇月（令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日）～令和 7 年 5 月 2 0 日（火曜日））
- ②： 2 箇月（令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日）～令和 7 年 5 月 2 0 日（火曜日））

3.指名停止措置の理由

- ① パナソニック産機システムズ（株）は、資格要件を満たさない者を工事現場に配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日付けで、国土交通省関東地方整備局から監督処分を受けた。

このことは、要綱別表第 2 第 12 項に規定する「有資格者の業務に関し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められたとき。」に該当する。

- ② パナソニック EW エンジニアリング（株）は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場にも配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日付けで、国土交通省近畿地方整備局から監督処分を受けた。

このことは、要綱別表第 2 第 12 項に規定する「有資格者の業務に関し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められたとき。」に該当する。